

平成28年12月定例会 福祉保健医療委員会の概要

日時 平成28年12月16日（金） 開会 午前10時 4分
閉会 午後 3時28分

場所 第2委員会室

出席委員 白土幸仁委員長

武内政文副委員長

吉良英敏委員、杉島理一郎委員、神谷大輔委員、神尾高善委員、

小谷野五雄委員、水村篤弘委員、吉田芳朝委員、菅原文仁委員、西山淳次委員、

秋山文和委員

欠席委員 なし

説明者 [福祉部関係]

田島浩福祉部長、知久清志福祉部副部長、牧光治地域包括ケア局長、

奥山秀少子化対策局長、真砂和敏福祉政策課長、渡辺千津子福祉政策課政策幹、

加藤誠社会福祉課長、金子直史地域包括ケア課長、谷澤正行高齢者福祉課長、

荻原和代障害者福祉推進課長、末柄勝朗障害者支援課長、

岡村和典福祉監査課長、今泉愛少子政策課長、榎本淳一こども安全課長

[保健医療部及び病院局関係]

三田一夫保健医療部長、関本建二保健医療部副部長、

北島通次保健医療部副部長、牧光治地域包括ケア局長、松澤潤食品安全局長、

本多麻夫保健医療部参事兼衛生研究所長、阿部隆保健医療政策課長、

唐橋竜一保健医療政策課政策幹、梶ヶ谷信之国保医療課長、

表久仁和医療整備課長、矢島謙司健康長寿課長、野本実疾病対策課長、

三田和正生活衛生課長、西川裕二食品安全課長、謝村錦芳薬務課長

名和肇病院事業管理者、砂川裕紀病院局長、吉田弘行病院建設部長、

河原塚聡経営管理課長、中山昌克小児医療センター建設課長

[議員提出議案関係]

中屋敷慎一議員、横川雅也議員

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第118号	平成28年度埼玉県一般会計補正予算（第4号）のうち福祉部関係	原案可決
第119号	平成28年度埼玉県病院事業会計補正予算（第1号）	原案可決
第127号	財産の取得について（抗インフルエンザウイルス薬）	原案可決
第128号	財産の取得について（抗インフルエンザウイルス薬）	原案可決
第144号	埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

議案番号	件名	結果
議第33号	理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部を改正する条例	原案可決

2 請願
なし

所管事務調査

1 福祉部関係

埼玉県手話言語条例及び埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例の制定後の状況について

2 保健医療部及び病院局関係

(1) さいたま新都心医療拠点整備について

(2) 感染症対策について

報告事項（保健医療部関係）

大学附属病院等整備の進捗状況について

【知事提出議案関係の付託議案に対する質疑（福祉部関係）】

神谷委員

- 1 潜在保育士に対する就職準備金貸付の現時点の実績はどれくらいか。
- 2 貸付上限額を20万円から40万円に増やすとのことだが、今後の見通しはどうか。

少子政策課長

- 1 就職準備金貸付は、9月末頃から事業を開始したところであり、申請は1件となっている。
- 2 予算では1年で約330人分の事業費を計上している。今回の貸付上限額の増額によって、これまでより多くの方に利用してもらえるものと考えている。

神谷委員

事業のPRが重要だと思うが、どのようにPRをしていこうと考えているか。

少子政策課長

市町村が申請の窓口になっていることから、9月に市町村に対して説明会を実施している。また、彩の国だよりへの掲載、合同就職面接会、潜在保育士向けの研修会などで周知している。

西山委員

- 1 県内に潜在保育士はどれくらいいるのか。
- 2 平成28年度に貸付の原資を使いきれずに、余ってしまった場合はどうなるのか。
- 3 保育施設は小規模保育所も対象になるのか。

少子政策課長

- 1 平成26年度に実施した調査時点では約5万人の潜在保育士がいる。
- 2 この事業は3年間分として国から予算措置されている。事業を実施する間は、貸付金の原資として、事業の実施主体である埼玉県社会福祉協議会が資金を管理する。
- 3 対象となる保育所は、小規模保育所も含まれる。

西山委員

- 1 潜在保育士数が5万人というのは県内の人数なのか。
- 2 3年間の事業とのことだが、今回の補正は1年分なのか。
- 3 小規模保育所でも対象となるとのことだが、対象外となる保育施設はあるのか。

少子政策課長

- 1 県内の潜在保育士数である。
- 2 今回の補正では国から3年間分の金額が予算措置されている。今後、毎年300人分の貸付金を予算計上する。
- 3 認可外施設は対象外である。

吉良委員

- 1 高齢者施設と保育所の防犯対策は国庫支出金を使って事業を実施することとなっているが、県の事業として実施する防犯対策を全ての施設に対して行うとしたらどのくらいかかるのか。
- 2 就職準備金貸付は2年間働くことで返還免除になるとのことだが、2年間働かなかった場合は、どうなるのか。

社会福祉課長

- 1 現時点ではまだ整備の見込みが立っていない施設もあり、全体は把握していない。ちなみに今回補正予算を要求する段階で行った施設への意向確認は、入所・通所合わせて1,126施設が対象であり、そのうち今回意向があったのは175施設となっている。ただし、1,126施設のうち998施設は通所施設であり、通所施設は防犯設備の整備を予定していないところがほとんどである。なお、障害者支援施設では88施設中45施設が今回整備を希望しているが、残りの施設の中には今後整備を希望するところもあるものと考えている。

少子政策課長

- 2 貸付金を返還していただくことになる。

吉良委員

県は、社会福祉施設全体ではどのくらいの防犯対策を行ったという認識なのか。

社会福祉課長

意向確認の結果では、既に整備済みの施設や、地域との連携強化により対応を図る施設もある。そうした施設を含めると、ほとんどの社会福祉施設が何らかの防犯対策を行っているものと理解している。

秋山委員

- 1 県立児童養護施設である上里学園、おお里、いわつきの防犯対策の内容と負担割合を伺う。
- 2 救護施設の防犯対策の負担割合、内容、対象施設名を伺う。
- 3 心身障害者入所施設及び通所事業所の防犯対策は、何施設に助成するのか。
- 4 防犯設備の1施設当たりの負担額はいくらか。
- 5 防犯設備を整備するための融資はあるのか。
- 6 設置した防犯設備のメンテナンス費用はどうなるのか。
- 7 防犯設備の助成は申請すれば、全ての施設が助成を受けられるのか。
- 8 幼稚園型認定こども園の防犯対策の強化への補助の具体的内容について伺う。補助を受ける事業者はどこか。また、国、市町村、事業者の負担割合、補助対象事業の内容はどのようになっているのか。
- 9 児童相談所一時保護所防犯対策・環境整備事業では、一時保護所4施設の具体的整備内容はどのようになっているのか。
- 10 県立児童自立支援施設である埼玉学園の防犯対策強化について、国の補助率と内容を伺う。
- 11 児童福祉施設等防犯体制整備事業について、国の補助率と防犯対策の内容、対象施設

と施設数を伺う。

- 12 児童福祉施設等一時保護児童受入体制整備事業について、国の補助率と整備の内容を伺う。また、年度内執行は厳しいと思うが、繰越しを予定しているのか伺う。

社会福祉課長

- 1 各施設とも整備内容は共通で、防犯カメラを6台、非常通報装置を7台ずつ設置する。負担割合は国2分の1、県2分の1である。
- 2 負担割合は国2分の1、県4分の1、事業者4分の1である。防犯対策の内容は防犯カメラ4台の設置、対象施設は社会福祉法人西熊会が運営する羽生園である。

障害者支援課長

- 3 入所施設は45施設、通所は89施設で、合計134施設が対象となっている。
- 4 整備の内容により事業所の負担額は大きく異なるが、入所施設は最大で約396万円、最少で約12万円、平均すると約68万円となる。また、通所施設は最大で約196万円、最少は約8万円、平均すると約35万円の事業者負担となる。
- 5 独立行政法人福祉医療機構に確認したところ、事業者からお話があれば相談に乗ることである。
- 6 防犯対策整備に関する補助金であるので、整備した設備等のメンテナンス費用は事業者の負担となる。
- 7 補助金は国の社会福祉施設等施設整備費補助金であることから、国に協議を行って採択された場合に助成を受けることができる。

少子政策課長

- 8 事業者は春日部市、坂戸市のものがそれぞれ一つずつである。負担割合は、国が2分の1、市町村が4分の1、事業者が4分の1である。補助対象事業の内容は、フェンスを設置すると伺っている。

こども安全課長

- 9 一時保護所の防犯対策事業について、負担割合は国2分の1、県2分の1である。この事業により、4か所の一時保護所に、防犯カメラ設置、窓ガラスへの防犯フィルム貼付け、センサーライト、電子錠の設置などを行う。防犯カメラは既に設置している一時保護所もあるため、3か所の一時保護所に設置し、予算積算上は合計で14台設置する。一時保護所の環境整備事業について、負担割合は国3分の2、県3分の1であり、中央児童相談所と所沢児童相談所の2か所で実施する。具体的には、中央児童相談所では静養室を改修してシャワーとトイレを整備し、所沢児童相談所では居住棟内の空いているスペースを改修して個室スペースを2つ設置するものである。
- 10 埼玉学園の防犯対策の強化について、負担割合は、国2分の1、県2分の1である。防犯カメラを設置するほか、児童棟への防犯フィルム貼付け、窓ガラスの強化を行う。
- 11 児童福祉施設等防犯体制整備事業について、負担割合は国2分の1、県4分の1、施設負担4分の1である。整備内容は、防犯カメラの設置のほか、大型門扉、防犯灯などの整備を予定している。対象施設数は29施設で、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、ファミリーホームなどとなっている。
- 12 児童福祉施設等一時保護児童受入体制整備事業について、負担区分は国3分の2、県12分の1、施設負担が4分の1となっている。2つの児童養護施設において、それぞ

れ6人、合計12人の定員で考えている。具体的には、既存の空いているスペースに、玄関の新設や、間仕切りの補強、照明の追加などを行う。執行については、厚生労働省の交付決定後、速やかな事業の執行に努め、年度内に執行する予定である。

菅原委員

県南部では東京都に保育人材が奪われる状況になっている。東京都では様々な補助を行い、保育士の処遇を手厚くしている。就職準備金貸付の上限額を40万円にすることで人材確保につながるのか。

少子政策課長

就職準備金貸付の上限額の変更は国の補正によるものであり全国一律の内容である。貸付けだけではなく、今年度から行っている保育士就職フェアの開催や保育士養成校の学生向けに県内保育所の魅力をPRするなどの様々な取組を行い、保育士確保を図っている。今後も、どのような取組ができるか検討しつつ、総合的に保育士確保に取り組む。

菅原委員

今回の貸付けは、市町村の既存の独自補助との併用は可能か。

少子政策課長

就職準備金貸付は潜在保育士の再就職に対する事業であり、既に働いている方は対象とされない。事業の性質が異なることから、既存の補助と重なることはないと考えている。

【知事提出議案関係の付託議案に対する質疑（保健医療部及び病院局関係）】

杉島委員

- 1 今年廃棄する抗インフルエンザウイルス薬の取得額はいくらか。
- 2 今回購入する抗インフルエンザウイルス薬は流通価格に比べてどのくらい安くなっているのか。
- 3 抗インフルエンザウイルス薬の取得に係る契約について、備蓄中に使用期限が経過したことにより廃棄する前に、市場に流通できるよう契約を工夫できないのか。

疾病対策課長

- 1 廃棄した薬品の取得額は6億5,711万1千円である。
- 2 ラピアクタは薬価の32%、タミフルドライシロップは薬価の66%で購入する。
- 3 契約内容は、国が製薬企業と価格の割引率や条件について協議し、全国共通なものとして示されている。廃棄前に市場に流通できるよう県独自で契約する場合は通常の価格で購入することになり、購入価格が高額になる。その上、廃棄前の残存期間が短いものを市場に流通させるのは難しい。こうしたことを踏まえて今回の契約内容としたいと考えている。

杉島委員

- 1 定価で購入する場合、倍くらいの費用がかかることは分かった。今後の購入の際に、使用期限が5年くらいのを安く買って備蓄するなど、契約方法について検討することはできないのか。
- 2 国では、契約書の中に放出できる協議事項を定めているが、県の契約にはない。新型

インフルエンザが発生した場合以外で放出することはできないのか。例えば、災害などでは放出できるのか。

疾病対策課長

- 1 そのような薬品が流通しているのか、販売してくれる企業と値段や条件が折り合うか、さらに国との協議や薬品卸売協会、医師会や薬剤師会との協議なども必要になる。
- 2 国の契約書は承知していない。災害時については、熊本地震で放出できる旨国から連絡があった。

秋山委員

- 1 オプジーボが皮膚がんから肺がんへ適用拡大されたことにより、増加した対象人数はどうか。
- 2 薬価差益1.51%はどのように決められているのか。
- 3 通常2年ごとに薬価の見直しがあるが、オプジーボの薬価の見直しはどうか。
- 4 医療型障害児入所施設の整備内容はどのようなものか。
- 5 部局長級の扶養親族が子に限定されることについて、対象人数、従来の手当額、経過措置の内容、年間の減少額はどのくらいか。
- 6 介護時間の新設とは何か。介護時間は何時間でも取れるのか、対象となる要介護者は誰で、給与の減額の算定基準と方法はどうか。
- 7 部分休業の対象となる子の範囲の拡大で、認知した婚外子は対象となるのか。
- 8 給料表の引上げの対象となる人数、給料の引上げ率、平均引上げ月額はどのくらいか。また、給料表の引上げの総額と勤勉手当の引上げの総額はどのくらいか。
- 9 抗インフルエンザウイルス薬の購入は国の政策であるが、費用負担はどこになるのか。
- 10 廃棄される薬は何人分でその処分費用の負担はどこになるのか。
- 11 さきの答弁にあった備蓄薬の価格の%は、割引率でよいのか。

経営管理課長

- 1 循環器・呼吸器病センターとがんセンターでオプジーボを使用している。がんセンターでは皮膚がんへの使用は月1人から2人だったが、現在は肺がん患者さん39人にも使用している。また、循環器・呼吸器病センターでは肺がんの患者さん15人に使用している。
- 2 薬品の購入に当たっては、年度当初に契約を結んでいる。この契約単価と薬価の差が1.51%である。
- 3 適用範囲の拡大により国の医療保険財政を圧迫することから、市場拡大再算定ルールを適用して薬価を改定することとなった。オプジーボの薬価を来年2月から50%下げの方針が了承されている。
- 5 扶養親族が子に限定される対象の職員は、病院局の部局長級職員5人である。現在の手当額は配偶者が13,000円、子が6,500円、父母等が6,500円である。経過措置の内容は、まず、配偶者に係る扶養手当額は現在の13,000円が、1年目は10,000円、2年目は6,500円、3年目は3,500円、4年目にゼロになる。父母等に係る扶養手当額は、現在の6,500円が2年目まで同額で、3年目は3,500円、4年目以降はゼロになる。また、子に係る扶養手当額は増額であり、6,500円が1年目は8,000円、2年目以降は10,000円となる。今回の見直しで、

現在の職員の扶養の状況が変わらないという仮定で試算すると、平成28年度と最終形である平成32年度との比較では、年間で約288,000円の減額となる。

- 6 就業環境の整備の観点から育児・介護休業法が改正された。連続する3年間で1日最大2時間まで始業時刻又は終業時刻と連続して取得ができる。対象となるのは、職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹である。加えて、職員と同居している父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子である。減額の算定基準は、勤務しない1時間当たりの給与額を減額する。
- 7 認知により親子関係が発生するため、同居し養育していれば、現行の制度でも部分休業の対象となる。
- 8 引上げの対象となる人数は2,289人、引上げ率は平均0.2%、平均引上げ月額 は572円の見込みである。また、給料表の引上げによる今年度の引上げの総額は約1,500万円、勤勉手当の引上げによる今年度の引上げの総額は約1億円の見込みである。

小児医療センター建設課長

- 4 現保健発達棟を医療型障害児入所施設及び療養介護事業所として活用するための改修工事を行う。主な改修工事の内容は、1階を病室60床及び外来診察室に改修、2階をリハビリ施設及び管理施設に改修、ストレッチャーを乗せられるエレベーターの増設、浄化槽の新設、耐震性のない講堂棟を解体して行う車寄せの整備などである。なお、講堂棟にはアスベストが含まれているため、解体に当たっては適切に処理する。

疾病対策課長

- 9 県の予算では一般財源となるが、本年1月の備蓄方針に係る国の通知の中で、地方財政措置されている旨の記載がある。
- 10 廃棄は29万人分で11万3千円の費用がかかり、県の一般財源で負担した。
- 11 割引分であれば、ラピアクタは68%引き、タミフルドライシロップは34%引きである。

秋山委員

備蓄する薬剤の財源は、国からの財政措置ということによいか。

疾病対策課長

地方交付税で措置されると聞いている。

【知事提出議案関係の付託議案に対する討論】

なし

【議員提出議案関係の付託議案に対する質疑（議第33号議案）】

西山委員

- 1 出張理美容を行う者に衛生講習を義務付ける改正案となるが、全国的な状況はどうか。
- 2 講習会は誰が行うのか。

中屋敷議員

- 1 出張理美容に係る衛生講習の義務付けを行うのは、本条例案が全国で初めてである。
- 2 県と3市とで相談の中で作っていくものと考えているが、知事や、現在同業衛生組合

が行っている講習があることから、その講習が合致するものであれば、そういうチャンスもあろうかと考える。

吉田委員

- 1 このたびの改正は規制を強化するものだと思うが、そもそも苦情があったのか。
- 2 パブリックコメントはしないのか。
- 3 政令市や中核市とは調整を開始しているのか。

中屋敷議員

- 1 苦情とは異なるが、県が特別養護老人ホームに調査したところ、「顔そりを入所者が受けたところ顔に傷ができた」ことや「耳に裂傷を受けた」等の事故事例が報告されていることから、大きな事故が起こる前に対応すべきと考えた。
- 2 出張理美容の対象者の拡大が本年3月から既に行われていることから、出張理美容の衛生面での指導を図れるよう制度を整備し衛生水準を確保することが急務であり、また、さいたま市等への働き掛けも必要となることから、県条例の改正を急ぐ必要があると考え、パブリックコメントの手続は省略することとした。
- 3 いち早く対応するためにも、まず県が先べんを付け、さいたま市等に速やかに同じ内容の条例改正を検討するよう働き掛ける必要があると考えている。

秋山委員

- 1 埼玉県では平成19年の厚生労働省通達に基づき出張理美容の届出制を導入した。その際、衛生管理要領の周知を図り、遵守を求めている。「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」を見ると、第1に目的、第2に作業環境、第3に携行品等、第4に管理、第5に衛生的取扱い等、第6に消毒、第7に自主管理体制と7章でおおよそ33の細目が定められている。これが遵守されれば、「衛生上の措置に関する知識の修得」に相当するのではないかとと思われるが、これでは不十分という見解なのか。
- 2 店舗での従業者数について、理容師、美容師はそれぞれ何人いるのか。また、出張理容師・美容師は何人いるのか。
- 3 店舗を有する理容師・美容師には6年に1度保健所の立入検査が行われる。届出だけで営業ができる出張理美容師は、届出後、全く何の制約も受けないまま営業を続けることができるのか。また、この条例改正後、講習を受けない出張理美容師にはどう対処するのか。
- 4 群馬県などで届出をしていて、埼玉県で営業する出張理美容師への対応はどうか。
- 5 講習の内容や費用負担の有無によっては、負担が重過ぎることにならないか。理美容所に所属する理美容師との負担の均衡が必要だと思うが、どのように考えているのか。
- 6 さいたま市、川越市、越谷市は独自に保健所を持つ自治体であるが、市で条例化が必要なのか。

中屋敷議員

- 1 理美容師が施業する上で衛生管理要領を遵守していれば、問題は起きないものと考えられる。しかし、現在、理美容所についてはいわゆる立入検査により保健所の職員が指導する機会がある一方で、出張専門の理美容師については開始届出の際に指導しているのみで、開始届出後は指導する機会がない状況にある。これでは不十分であると考えられる。

- 2 全県における店舗での従業者数は、理容師が10,496人、美容師が23,358人の合計33,854人である。また、出張理美容を行っている者は、全県で、理容師数は1,739人、美容師数は1,074人の、合計2,813人である。これは、店舗での従業者が出張理美容を行う場合も含む数である。また、出張理美容のみの人数は308人である。
- 3 そのまま営業を続けることは可能である。また、講習を受けない場合には、保健所の職員が繰り返し受講するよう指導等を行うことで、受講が確保されるものと考えている。なお、出張理美容を行う届出を怠った場合にもペナルティを設けていないなど、理美容師法の体系の中での均衡を考慮し、受講義務違反についてもペナルティは設けていない。
- 4 他県に出張理美容の開始届を出していたとしても、埼玉県内において営業する場合は、別途、埼玉県での開始届の提出及び衛生講習の受講が義務付けられることになる。なお、群馬県では、出張理美容の開始届の義務付けはされていない。関東近県では、埼玉県と栃木県のみである。
- 5 受講の頻度や、講習内容については、知事に委任しているところである。また、費用負担の有無についても、今後、執行部で検討し、保健所設置市とも協議をした上で、決められていくものである。委員の指摘と同様に、理美容所に所属する理美容師との負担の均衡が必要であると考え。条例改正が可決された際には、執行部において、負担の均衡を図りながら検討を進めるよう求めていく。
- 6 さきの提案説明でもお話ししたとおり、保健所設置市については、各市の条例が適用されることになっているため、各市での条例化が必要である。今回の条例案が可決された際には、執行部から関係各市に対して県条例と同様の改正を働き掛けるよう求めていく。

【議員提出議案関係の付託議案に対する討論】

なし

【所管事務に関する質問（埼玉県手話言語条例及び埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例の制定後の状況について）】

吉良委員

「埼玉県手話言語条例」及び「埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例」の施行に当たり、手話言語条例でいえば手話の普及と使用しやすい環境の整備の推進を県の責務としているが、県の主催行事ではどのように事業に反映してきたのか。また、今後、どう浸透させていくのか。

障害者福祉推進課長

条例を円滑に施行するため、彩の国だよりや県ホームページで広報するほか、リーフレットを市町村や金融機関などに配布している。また、経済や観光などの業界団体に対し、事業者への啓発や広報掲載を依頼したり、市町村職員向けや事業者向けの説明会を開催している。11月16日には内閣府との共催による地域フォーラムを開催し、県の取組状況の説明の中で、2つの条例について周知している。さらに、手話言語条例に係る取組では、11月27日の障害者週間記念イベントにおいて手話パフォーマンスを実施した。また、条例制定市町との事業連携を進めており、こうした取組により、手話の普及に努めている。今後は、小中学校での手話教育を実施するために教育局との調整を進めるとともに、職員向けの手話講習会を実施する予定である。

知事部局では所属長を集め、障害者差別解消法に基づく職員対応要領の説明会を実施し

ている。この説明会において、2つの条例についても周知し、所属への周知を依頼している。また、新規採用職員においても研修プログラムに組み込んでいる。今後、職員ポータルサイトを活用し、全庁職員に法及び条例の趣旨や配慮の必要性を喚起するなど、職員が障害者に適切に接するよう働き掛けていく。

吉良委員

先日行われた1万人のゴールド・シアター2016では、手話通訳者が配置されていなかったと聞いた。言葉だけの条例ではなく、明確な方針を立てるべきと考えるがどうか。

障害者福祉推進課長

このような事業の実施に当たっては、障害者から事前に申出を受け付けることを広報し、手話通訳者を適切に配置するよう、全庁で徹底したい。

神谷委員

様々な取組をしていくということであるが、平成29年度予算についての考えはどうか。

障害者福祉推進課長

限られた予算の中でできることをしっかり実施していきたい。

【所管事務に関する質問（さいたま新都心医療拠点整備について）】

杉島委員

- 1 今定例会の小林議員の一般質問に対する答弁に関して伺う。「小児医療センターの医師は公務員であり、民間病院との連携には法的な課題があるのではないか。附帯施設の共同利用にも法律や制度的な壁があるのではないか」との質問に対し、病院事業管理者は「さいたま赤十字病院との連携は、県民の命を守る小児医療センターにとって必要な業務である。地方公務員法が規定する職員が従事しなければならない職務に当たると考える。ルールを明文化することで適正な運営を確保する」との答弁があった。さいたま赤十字病院との連携に当たる小児医療センターの医師の職務は、地方公務員法の何条に当たると考えているのか。また、ルールはどのように明文化するのか。
- 2 人材確保について、保健医療部長は「予定されている機能でスタートに当たり国の要件を満たしていないものはない」と答弁したが、医師や看護師が充足していない状況で要件を満たせると考える根拠は何か。
- 3 さいたま赤十字病院の跡地利用について、「公の土地を借り、自身の土地でばく大な利益を上げる結果には違和感を覚える。福祉施設などに跡地を活用するとの説明が変節している」との質問に対し、保健医療部長は「新病院建設のための借入金176億円の償還などに充てるもので、経営の安定に資するものとする。跡地の利用を福祉目的に限定するよう要請していない」と答弁した。これば前回の委員会での答弁と少し色合いが違う。この答弁だと、賃貸料収入は県病院の賃借料の支払いのほか新病院建設の償還に充てることになる。これでは真に県民に還元されることにならないのではないか。また、我々は複数の議員に確認したが、やはり執行部から跡地利用を福祉目的に限定するとの話を聞いたという人がいる。この点を再度確認したい。

経営管理課長

- 1 地方公務員法第35条の職務に専念する義務に関する規定「当該地方公共団体がなす

べき責を有する職務にのみ従事しなければならない」に該当すると考えている。

保健医療政策課政策幹

- 2 総合周産期母子医療センターの要件では、M F I C Uが6床以上、N I C Uが9床以上となっているが、両病院はM F I C U 6床、N I C U 27床からスタートする。高度救命救急センターには病床数の要件はないが、さいたま赤十字病院ではI C U 8床、C C U 14床、救急病床36床からスタートする。小児救命救急センターの要件では、P I C U 6床以上となっているが、小児医療センターではP I C U 12床、H C U 12床からスタートする。
- 3 さいたま赤十字病院は、移転に当たり、総合周産期母子医療センターと高度救命救急センターの運営を開始するとともに、災害拠点病院の機能も引き続き担う。このような不採算の分野の運営も、賃貸料収入も活用して経営が安定することによって行うことが可能になり、県民の利益につながると考える。

小児医療センター建設課長

- 1 ルールの明文化については、両病院長会議の結果に基づき両病院の担当する職員間で話をしている。例えば、連携の際の診療報酬や経費負担の取り決めや、医師の立会い基準などについて、両病院で話し合いながら進めている。

保健医療部長

- 3 記録や記憶をたどったが、跡地を福祉目的に限定するとの話は執行部の誰もしていない。保健医療部に長く在籍する私も知らなかった。跡地利用方法を検討した「さいたま赤十字病院建設委員会」でもそのような話が出なかったし、誰も問いたださなかった。確認もしていない。建設委員会でも、パチンコ店など風俗営業の施設は困るといった議論であった。病院側は賃貸料収入により経営の安定に資したいとのことであった。

杉島委員

- 1 県民の命を守るのは民間病院も同じである。地方公務員法第35条に当たるという理論だと、小児医療センターの医師はさいたま赤十字病院以外の病院にも派遣できることになってしまう。県立病院の医師の方が自分の病院の医師よりも安く使えることになってしまわないか。
- 2 病床稼働率が低いと国の要件を満たさなくなるのではないか。
- 3 前回の委員会でのやり取りからすると、さいたま赤十字病院が将来的に移転前の場所に戻ることになれば、さいたま新都心医療拠点に永続性がなくなってしまう。県は、さいたま赤十字病院に良い条件で土地を貸しているのだから、イニシアチブを取るべきと思うが、どう考えているのか。

経営管理課長

- 1 小児医療センターとさいたま赤十字病院は、周産期医療の分野では一体的に総合周産期母子医療センターを運営していく。また、救急の分野では小児医療センターは小児救命救急センターとして、さいたま赤十字病院は高度救命救急センターとして、子供から大人まで対応できる医療拠点として機能していく。こうした両病院の特別な関係に着目して、ハイリスク妊産婦の分娩・手術への立会いや救命救急での連携を職務として行うのであって、職員を派遣するわけではない。あくまで特別な関係に着目しているので、

全ての民間病院の要請に職員を派遣するという考えではない。両病院の一体的な運営の中での業務であると考えている。

小児医療センター建設課長

- 1 連携や応援に当たって費用が発生する場合は、ルールを定め、委員御指摘のような事案が生じないように対応していく。

保健療政策課政策幹

- 2 病床稼働率の要件はない。さいたま赤十字病院では病院全体で稼働率93%を維持できる見込みであると聞いている。継続性についてであるが、総合周産期母子医療センター、高度救命救急センターとも本県には埼玉医大総合医療センターしかない。さいたま新都心医療拠点が2か所目である。さいたま赤十字病院は初めは先輩格である埼玉医大総合医療センターを見習い、徐々に存在感を拡大していきたいといっている。これを県も後押ししていきたい。

保健医療部長

- 3 2つの病院が連携して、単体の病院ではできない医療機能を作り出していこうとすることが、さいたま新都心医療拠点整備の本来の目的である。この目的については両病院でしっかり守っていく。数十年後に両病院が同時に建替えの時期を迎えることが考えられるが、同じ場所で建て替えるというのが県の構想である。

【所管事務に関する質問（感染症対策について）】

菅原委員

- 1 鳥インフルエンザについて伺う。青森県や新潟県の養鶏場で感染した食用のアヒルや鶏が処分されたり、水戸市内の湖で白鳥が死んでいたり、動物園でも展示された鳥が死ぬなど、相次いで鳥インフルエンザの話題が報道されている。埼玉県では養鶏場や動物園などの対策は万全か。韓国で鳥インフルエンザが発生しているとの報道があるが、仮に入ってきた場合、本県の対策は万全なのか。
- 2 感染性胃腸炎が首都圏で流行しており埼玉県も3年ぶりに流行警報を発令した。現在までの患者数の推移と、今後の流行の見込みについてはどうか。また、手洗いうがい以外に対策はあるのか。
- 3 感染性胃腸炎の流行を受け、餅つきの自粛を要請している自治体の一部あると聞いた。日本の伝統文化でもある餅つきを自粛要請するのは、行き過ぎとも思うが、県ではどのような指導を行っているのか。
- 4 季節性インフルエンザについて伺う。現在の流行状況について、年齢層や地域の特徴などあるか。例年に比べて患者数の変化はどうか。

生活衛生課長

- 1 動物園等などに関しては、環境省が高病原性鳥インフルエンザの対応指針を作成している。今回の野鳥や動物園での発生を受け環境省からの各自治体への対応強化の通知があった。その通知を受け、県から県内動物園8施設に指針に沿って適切に対応するよう通知指導を行ったところである。養鶏場に関しては、農林部の所管だが、定期的に発行している「家畜衛生だより」による注意喚起と3か所の家畜保健衛生所の職員が100羽以上を飼養する168農場を巡回し、消毒や防鳥ネットの設置など指導を行っている

とのことである。

疾病対策課長

- 1 現在のところ鳥から鳥への感染であり、ヒトからヒトへの感染はない状態であるが、万一の発生に備え、保健医療部では、既に平成16年3月に埼玉県高病原性鳥インフルエンザ感染症対策指針を定め、対応している。万一、飼育場で発生した際には、鳥を殺処分する防疫従事者への感染防止などが必要になることから、指針に基づき万全の態勢を取っている。今月21日に、関係部局で構成する高病原性鳥インフルエンザに関する緊急連絡会議が開かれる。
- 2 感染性胃腸炎については、本年度は、10月中旬から増えている。直近の12月5日から12月11日までの医療機関からの定点報告数は30,89人となっている。患者は約11万人と推計される。感染性胃腸炎は例年春先まで流行が続くので、まだ、しばらくは流行が続くと思われる。予防は、手洗いをしっかり行うこと、特に2度洗いをすることが一番の予防対策である。その他、患者のふん便やおう吐物からの感染があることから、それらの正しい処理方法が必要となる。具体的には、塩素系漂白剤を希釈した消毒液の使用や、処理する人のマスクや手袋の着用などである。県では、施設職員に対する研修会の実施や発生した場合の指導などを実施し、発生拡大を防いでいる。
- 4 年齢別では、10歳未満の割合が約4割、10代が約3割、20代と30代が約2割となっており、若年層が7割を占めている状況である。地域別では、11月7日から11月13日までの時点で、保健所別では川口、春日部、幸手、朝霞、さいたま市の順番で報告数が多く、比較的人口が密集している地域で多い傾向がみられるが、顕著な地域的な特徴はみられない。例年に比べて、流行入りが平成11年の調査開始以来最も早い状況であることから、今後も十分注意が必要であると考えている。

食品安全課長

- 3 地域のお祭り、学園祭などで食品を提供する場合は、営業許可を必要としないが、保健所へ臨時出店の届出の提出と、開催時の注意事項を指導している。餅つきは、人の手に触れる工程が多く、多数の人が作業に加わるため、細菌やウイルスが付きやすい。またノロウイルスの流行時期でもあるため、食中毒の危険性が高い。よって、主催者から相談があった場合には、パンフレットなどを利用し、作業参加者を限定し、体調不良者を参加させない、清潔な服装で参加すること、手洗いの徹底、使い捨て手袋の使用などを十分指導している。また、お汁粉や雑煮など再加熱して食べることも提案している。指導内容が徹底できない場合は、中止を要請することもある。最終的には、主催者の判断であるが、食中毒予防の観点から安全に楽しく実施できるよう指導している。

菅原委員

- 1 動物園などへは文書で知らせるだけで対策は十分なのか。
- 2 保健所が餅つき大会の中止を要請した件数などは把握しているか。

生活衛生課長

- 1 対応指針では、発生時に立入り指導を行うこととなっている。現在は、周辺での発生もないため通知による指導を行っている。県有施設においては、例えば東松山市のこども自然動物公園などでは、鳥と密接な触れ合いを行う展示は、自発的に中止している。

食品安全課長

2 保健所では相談に対し、安全な餅つき大会の実施方法を指導している。あくまで主催者の判断であり、禁止することはできない。よって祭事が中止されたかどうかは確認していない。このような指導により、県内では餅つき大会での食中毒事例はないが、全国的には何件か発生している。